

箕面市では、3年間で市内全ての防犯灯をLED化します ～6,700灯のLED化で消費電力60%削減をめざします～

平成24年(2012年)1月26日(木)

箕面市では、市内に設置されている防犯灯約6,700灯のうち、LED化されていない約6,300灯について、平成24年度から26年度の3年間で自治会がLEDに取り替える際に交付する補助金の予算案を市議会2月議会へ提案します。

現行の制度では、防犯灯を設置する自治会に対し、箕面市が改修費用の75%を補助していますが、平成24年度から3年間限定の特別措置として、補助率を90%に引き上げるにより、各自治会に対しLED防犯灯への取り替えを促進します。

全防犯灯のLED化により、消費電力とCO₂排出量を約60%削減、電気料金を約40%削減できます。LED防犯灯を15年間使用した場合の試算では、市内251自治会の負担額(合算)で約4,100万円の経費節減、箕面市役所から自治会への補助金約7,600万円の経費節減になり、双方の負担が軽減されます。

また、箕面市と市内の電気工事関係団体との間でLED推進に関する協定を締結し、自治会からのLED取り替えに関する相談を電気工事関係団体が対応したり、市がメーカーとまとめて価格交渉し、同団体が安価に仕入れたLED防犯灯を自治会へ安価に供給したりすることで、自治会への支援を手厚く行います。

1 防犯灯LED化の概要

箕面市では、市内に設置されている防犯灯約6,700灯のうち、LED化されていない約6,300灯について、平成24年度から26年度の3年間で自治会がLEDに取り替える際に交付する補助金の予算案を市議会2月議会へ提案します。

箕面市では、地域の安全を守る活動として自治会が防犯灯を設置し、市が費用の一部を補助金で支援しています。

現行の制度では、防犯灯を設置する自治会に対し、箕面市が改修費用の75%を補助していますが、平成24年度から3年間限定の特別措置として、改修費用のうちLED防犯灯へ取り替える費用の補助率を90%に引き上げるにより、各自治会に対しLED防犯灯への取り替えを促進します。

2 LED取り替えの効果

(1) 環境・費用効果

防犯灯のLED化は、消費電力とCO₂排出量を削減し、環境への負荷を軽減させるとともに、維持管理費(電気料金)も削減されます。

①環境面での効果

- ・消費電力とCO₂排出量を約60%削減

②費用面での効果

- ・電球の寿命は、LEDのほうが6倍長持ち
- ・電気料金は、従来の防犯灯と比べて約40%削減

◆従来の防犯灯とLEDとの比較

	従来の防犯灯		防犯灯LED
電球の寿命	約2年半	6倍長持ち	約15年
年間の電気料金	2,592円	約40%削減	1,536円

(2) 自治会・箕面市役所の経費節減効果

全防犯灯のLED化により、LEDの平均寿命である15年間で試算すると、市内251自治会の負担額（合算）で約4,100万円の経費節減、箕面市役所から自治会への補助金約7,600万円の経費節減になります。

◆自治会と箕面市役所の経費節減効果（15年間使用した場合の試算）

	改修費＋維持管理費（電気料金）		経費節減効果額
	従来の防犯灯	LED防犯灯	
市内251自治会の負担額（合算）※1	7,600万円 →	3,500万円	4,100万円減
箕面市役所が自治会に交付する補助金額	3億2,600万円 →	2億5,000万円	7,600万円減

※1 自治会の経費負担は、箕面市役所からの補助金を適用した実質負担

1自治会あたりに換算すると、平均で年間約1万円の経費節減になります。
 現在、自治会が負担している電気料金などは、平均で年間約2万円なので、約50%の経費節減になります。※2

※2 114世帯（自治会に加入している平均世帯数）の自治会で、27灯（自治会が設置している防犯灯の平均数）のLED防犯灯を設置した場合

なお、全防犯灯のLED化にかかる改修費は、3年間で総額9,200万円と試算しています。このうち箕面市役所は90%（8,280万円）を補助し、残りの10%（920万円）を市内251の自治会でそれぞれご負担いただきます。

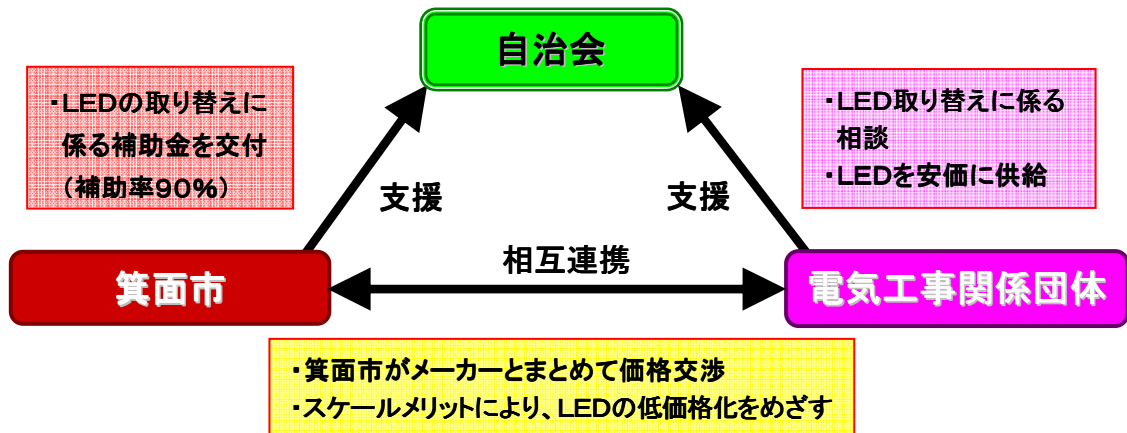
3 市内の電気工事関係団体との協定締結

LED化を進めるにあたり、箕面市は市内の電気工事関係団体とLED推進に関する協定を締結し、自治会への支援を手厚く行います。

<支援の主な内容>

- ①自治会からのLED取り替えに関する相談を電気工事関係団体が対応
- ②箕面市がメーカーとまとめて価格交渉し、電気工事関係団体が安価にLEDを仕入れ、自治会へ安価に供給
 （大量のLED機器を市がまとめて価格交渉することにより、各事業者が個別に調達するのに比べて、大幅な値引きが期待されます。）

<LED推進に関する協定のイメージ>



お問い合わせ先
 人権文化部 文化・市民活動促進課
 電話 072-724-6179（直通）